

## 「経済・財政一体改革推進委員会」の設置について

平成 27 年 6 月 30 日  
 経済財政諮問会議  
 平成 27 年 12 月 24 日一部改正  
 平成 29 年 1 月 25 日一部改正

### 1. 趣旨

「経済財政運営と改革の基本方針 2015」に盛り込まれた「経済・財政再生計画」を着実に実行するため、経済財政諮問会議の下に、専門調査会として「経済・財政一体改革推進委員会」(以下「推進委員会」という)を設置する。

推進委員会においては、以下の取組を進め、経済財政諮問会議に報告する。

- (1) 「経済・財政再生アクション・プログラム」(平成 27 年 12 月 24 日経済財政諮問会議決定)に基づき、関係府省庁及び財政当局と連携しながら、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」等の「工夫の改革」を推進し、各施策の進捗管理を行い、毎年度及び計画期間を通じた P D C A サイクルを着実に回す。その上で、点検、評価の結果をその後の改革に反映する。
- (2) 「見える化」について、関係府省庁及び内閣府に対して指導・助言を行い、その徹底、拡大を図る。
- (3) ワイズ・スペンディングを重視した予算への転換、改革成果の定量的な把握・分析を進めながら、P D C A サイクルを回す。2018 年度には経済・財政一体改革の中間評価を行う。

### 2. 取組に当たっての留意点

- (1) 関係府省庁や関係団体、地方自治体等と連携し、計画に掲げた事項に関する検討・取組状況についてヒアリング、意見交換を行いつつ取組を進める。
- (2) 予算の所管府省庁が自治体に対して設定を求めた、パフォーマンス指標（国から地方への財政移転を伴う予算についての指標）の検討・分析を行う。
- (3) 各府省庁の取組を毎年度評価するに当たっては、各府省庁が明らかにする改革効果に関する定量的試算やエビデンスを活用するほか、1800 自治体の行財政データの「見える化」、各種指標の収集・整理を行い、検討・分析を行う。また、既存の行政評価や評価機関評価等とも連携する。

### 3. 推進委員会の構成

- (1) 推進委員会は、経済財政諮問会議有識者議員及び有識者により構成する。
- (2) 推進委員会の下に、①社会保障、②評価・分析、③国と地方のシステム、④経済社会の活力のテーマ別にワーキング・グループを置き、具体的検討を進める。
- (3) 各ワーキング・グループではテーマ毎の議論を深める。推進委員会では、経済・財政再生計画全体を俯瞰・横断する視点から議論を整理・調整する。